

ボブベックのやさしい投資信託

第9回 投資信託のコスト その3

前回は、購入価額によって、分配金支払い時の課税額が違うという話をしました。非常に重要な点なので、再度復習してから投資元本の修正について解説しましょう。

(4)投資信託にかかるコスト

税金

分配金の課税

分配金の支払い時には20%の税金がかかります。ただし、それは利益よりも分配金が少ない場合のみ。利益よりも分配金の額の方が少ないと言うことは、分配金が利益の中から支払われていると考えられるからなのです。

購入した時の基準価額	分配金支払時の基準価額 (分配金込)	分配金
11,000円	13,000円	1,500円

上の例の場合、分配金支払時点では
 $13,000円(分配金支払い時の基準価額) - 11,000円(購入価額) = 2,000円(利益)$
2,000円の含み益となっています。これに対して分配金は1,500円ですから、

$2,000円(利益) > 1,500円(分配金)$
となります。この場合は利益の中から分配金が支払われたと考え、分配金の全額が課税対象となるのです。そして課税額は

$1,500円(分配金) \times 20\% = 300円(課税額)$
となるのです。

では利益よりも分配金の方が大きい場合には、どうでしょう。分配金の額が利益の額を超える場合には、利益を超える部分を、「元本の払い戻し」と考え、税金がかからないのです。例をあげて説明しましょう。では次の場合を考えてみましょう。

購入した時の基準価額	分配金支払時の基準価額 (分配金込)	分配金
12,000円	13,000円	1,500円

この場合、投資家の利益は

$13,000円 - 12,000円 = 1,000円$

1,000円の利益です。これに対し分配金は1,500円ですから、

$1,000円(利益) < 1,500円(分配金)$
となります。利益の額よりも分配金の方が500円も多いですね。この500円は「利益の分配」ではなく「投資元本の払い戻し」と考えられるので税金がかかりません。これを式で表すと、

$1,500円(分配金) = 1,000円(利益の分配) + 500円(投資元本の払い戻し)$
となります。税金は利益の分配である1,000円の部分にのみ課税されるので、課税額は

$1,000円(分配金のうち、利益の分配と考えられる部分) \times 20\% = 200円$
となります。

分配時の基準価額が13,000円、分配金が1,500円と全くの同じ条件なのに、11,000円で購入した投資家は、300円の税金を支払い、12,000円で購入した投資家は200円の税金を支払うことになるのです。同じファンドでも、投資家によって分配金に対する課税額が違ってくる事に注意しましょう。

投資元本の修正

分配金の支払の際に、「投資元本の払い戻し」がある場合には、投資元本の修正をしなければなりません。

11,000円で購入した投資家の場合には、利益の額が分配金の額を上回っていますので、「投資元本の払い戻し」はありません。よって、投資元本の修正はありません。投資元本は11,000円のままです。

12,000円で購入した投資家の場合には500円の「投資元本の払い戻し」があるので、その分だけ投資元本は安くなります。つまり12,000円投資したけど、500円の払い戻しがあつたと考え、

$12,000円(購入価額) - 500円(元本の払い戻し) = 11,500円$

が投資元本だと考えるのです。そしてその後、このファンドを売却する場合には、11,500円を投資元本と考えて課税額を計算

するのです。これが投資元本の修正です。

個別元本の管理

分配金の額によっては、投資元本を修正しなければならなくなるので、投資元本の管理は非常に面倒なものです。しかしながら受益証券を保護預りにしている場合には販売会社が、投資家に代わって投資元本の管理をすることになります。個人投資家が、ファンドの保有期間全てにわたって、分配金、投資元本、課税額を把握し続けるのは、非常にまれなことだと思います。是非、投資信託の受益証券は保護預かりにすることをお勧めしましょう。